

「虐待」をなくすために
「相談」をしよう



相談してあげよう!

STOP! 子ども虐待



企画:厚生労働省
雇用均等・児童家庭局家庭福祉課
作成:財団法人母子衛生研究会

そんなつもりではなかった……でも、子どもにとって有害ならそれは「虐待」

*【 】は児童虐待防止法第2条で定められている虐待の定義です。

身体的虐待

なぐる、ける、溺れさせる、異物を飲ませる、戸外に締め出す、など。



【第2条第1号】児童の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行を加えること

【第2条第2号】児童にわいせつな行為をすること、または児童をしてわいせつな行為をさせること



性的虐待

子どもへの性交、性的行為の強要、性器や性交を見せる、ポルノグラフィの被写体に子どもを強要するなど。

ネグレクト

家に閉じこめる、病気やケガをしても病院に連れて行かない、適切な食事を与えない、ひどく不潔なままにする、自動車内や家に置き去りにするなど。



【第2条第3号】児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食または長時間の放置、その他の保護者としての監督を著しく怠ること

【第2条第4号】児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと



心理的虐待

言葉によるおどし、脅迫、無視、きょうだい間の差別的な扱いなど。

通告ってむずかしい!

教諭の佐藤さん

看護婦の鈴木さん

子育てサークルの世話役・田中さん

入ってきたばかりのMKくん、ちょっと様子が変わんだ…



でも同僚は

気のせいじゃない? もう少し様子を見たら

…って言うんだ



骨折したS子ちゃん、保護者は「転んだ」って言うけど…



でも先輩の看護婦には「虐待では」なんて言いにくいです…



Yちゃんのママ、しかるとき子どもを激しくたたくので心配!



でも仲間は

通告なんかしたらサークルに二度とこなくなるわよ

…って言うの



どうしたらいいんだろう…?

自分の疑いや心配を周囲の人がわかってくれない



虐待はかくされていることが多いので、もしやというあなたの疑いはとても重要になります。子どもを守るためにも、まず相談(通告)という行動を起こしましょう。周囲の理解や協力を得るにはどうしたらよいかも、いっしょに考えていきましょう。

虐待とも言いきれなくて…どうしようか迷っています



虐待でなくても、あなたからの相談は、苦しい思いをしている親子が「よき援助者」に出会うきっかけになるはず。 「気にかかる親子がいます」「力になってあげてほしいんです」と、ぜひ専門機関に話してみてください。

「秘密漏示罪」や「守秘義務違反」などになりませんか?



医師や公務員などには、職業上知りえた個人の秘密を守る義務があります。しかし、子ども虐待の通告義務は、法律で守秘義務より優先される旨示されています(児童虐待防止法第6条第2項)。子どもを守ることが最優先であり、違反に問われることはありません。

私が電話したこと、周囲や本人に知られてしまわない?



相談した人が誰か特定されてしまうような情報は、けっしてもらしません。秘密は必ず守られます。

相談したあと、どうなるの?

- 児童相談所・福祉事務所などの専門機関は、関係各機関と連携し、できるかぎりの情報を集めることから始めます。
- 親子の状況を判断し、関連機関の職員とともにチームをつくり、援助を始めます。
- 危険が大きいときは、子どもを入院させたり児童相談所での一時保護などを行います。なお、親権者の同意が得られなくても一時保護したり、家庭裁判所の承認により子どもを施設に入所させることもあります。
- しかし、施設入所は虐待への対応の「終わり」ではなく「始まり」です。その後も関係各機関がそれぞれの役割をにないながら、親子を支援しつづけます。

もしや…という疑いをひとりでかかえるのはたいへん。心の重さを専門機関とわかちあいましょ

子ども虐待を疑ったり発見したときは、児童相談所・福祉事務所に相談(通告)しましょう。これは、子どもの福祉にたずさわる私たちひとりひとりの**義務**です。(児童福祉法第25条および児童虐待防止法第6条)

*なお、相談も通告も同じ意味です。

